

物品売買契約書（案）

- 1 物件名及び数量 スバル フォレスター（秋田 300 み 1261） 1 台
- 2 契約金額 金 円
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 3 契約金額に含まない別途納金が必要なもの
 リサイクル料金 金 1 3， 0 1 0 円（非課税取引）
- 4 物件所在場所 東北森林管理局（秋田県秋田市中通五丁目 9 番 16 号）
- 5 代金納付期限 契約日から 20 日以内
- 6 物件引渡期限 契約金額及び別途納金（以下「代金」という）が納金されてから 15 日以内
- 7 契約履行期限 物件引渡し日から 30 日以内（休日及び祝日を含む）に実施済み報告書を提出
- 8 契約保証金 金 円

上記の物品売買契約について、売渡人 契約担当官 東北森林管理局長 箕輪富男を甲とし、買受人〇〇〇を乙とし、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

売渡人 秋田県秋田市中通五丁目9番16号
 契約担当官
 東北森林管理局長 箕輪 富男 印
 登録番号 T8000012050001

受注者 ○○県○○市・・・

○○ ○○ 印

条 項

(転売等の禁止)

第1条 乙は、本契約が履行完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

(契約保証金)

第2条 乙が農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、地域：「東北」、種類：「物件の買受け」、営業品目：「その他」を有する者は免除する。

2 乙が前項以外の場合は、現金にて契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約締結までに甲に納付すること。

(代金の支払い)

第3条 乙は、契約書に定める代金について、契約の日から起算して20日以内に甲の指定する方法により納入しなければならない。

2 前条の契約保証金については、代金に充当されるものとする。

3 乙は、納付期限までに甲に代金を納付できないときは、その未納分（前項の場合は、契約保証金相当額を含む）に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数（以下「遅延日数」という。）に応じ、国の債権管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として甲に納付しなければならない。

4 前項により代金及び延滞金を納付した場合においては、延滞金から順序に充当するものとする。

(引渡し)

第4条 甲は、乙から代金が納付された日から15日以内（休日及び祝日を含む）に当該物件を引渡しものとする。

2 引渡しは、物件所在場所において行ない、当該物件の運搬手配および運搬については、乙の責任で行うこととし、その諸経費は乙の負担とする。

3 引渡し後に発生・判明した事由については、甲は一切の責任を負わないものとする。

(引渡し後の履行義務)

第5条 乙は引渡し後直ちに下記により名義変更等及び車体の模様・名称等の消去を行うものとし、この場合の費用等は乙が負担するものとする。

2 引渡し後は直ちに所有者変更手続きを行い、廃車する場合は、「一時抹消登録証明書」の写し、継続使用する場合は使用者を変更した「自動車検査証」写しを提出すること。

3 乙は、乙の責において下記期限までに当該物件の国有林関係に係る特殊塗装等（文字及び車体下部緑色塗装等）を剥離または上塗り等処理のうえ、処理後の写真を上記書類とともに、甲へ別冊「実施済報告書」を提出するものとする。

4 上記2及び3の提出期限は引渡日より30日以内（休日及び祝日を含む）とし、提出物の検査を甲もしくは甲が指名する職員の合格をもって、本契約の履行完了とする。

(瑕疵担保)

第6条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約解除及び違約金)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めたとき。
- (3) 乙が天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

(損害賠償)

第8条 前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第9条 甲が第7条の規定により本契約を解除したときは、乙は甲の指示する期日までに、乙の負担において売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。2 乙は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、甲の指示する期日までに、甲の指示する売買物件の所有権移転手続きに必要な書類を甲に提出しなければならない。

(代金の返還)

第10条 乙が第9条各項に基づき原状回復等を行った場合は、甲は代金を返還しなければならない。ただし、第7条の違約金及び第8条の損害賠償を代金に相殺し、返還することができる。

2 甲は、前項により乙に対する返還金があるときは、これに利息を付さない。

(契約外の事項)

第11条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(調停)

第12条 この契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 前項に規定する第三者については、甲、乙協議のうえ選定することとする。